

緊急事態宣言の発令に伴う市の緊急事態措置（公共施設の利用制限等）
及び新型コロナウイルスワクチン接種事業について

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記のとおり決定した。

記

1 緊急事態宣言の発令に伴う市の緊急事態措置について

(1) 実施内容

ア 市が主催するイベント等は、原則中止又は延期とする。

イ 公共施設の利用制限等については別紙のとおりとする。

ウ 市民等へ感染拡大防止のために、防災行政無線、市ホームページ、メール配信等により日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛などを強く呼びかけていく。

2 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

(1) 65歳以上の方に対するワクチン接種について、現時点ではワクチンの供給予定量が限られていることから、高齢者施設入所者に対する接種に続き、75歳以上の方を対象として5月24日（月）から接種を開始することとする。

(2) 65歳以上75歳未満の方のワクチン接種については、ワクチンの供給量の見通しなどを勘案し、順次開始する。

(3) 公立阿伎留医療センターにおいて実施する集団接種について、接種会場には市の職員をおおむね10人（保健師等専門職2人程度を含む）配置することとし、全庁的な体制でシフトを組んで対応する。

(4) ワクチンの接種を受ける65歳以上の方を対象に、自宅と集団接種の会場間でタクシーを利用した場合に利用料金の一部（500円は自己負担）を助成する事業を実施する。